児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月16日

徳　島　県　知　事　　後　藤　田　　正　　純

徳島県条例第34号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成12年徳島県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の１条を加える。

（一時保護委託者の登録に関する基準）

第10条の２　法第34条の22第２項の一時保護を適正に行うために必要なものとして条例で定める基準については、同条第３項に規定する内閣府令で定める基準の例による。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）附則第５条第４項の当該条例で定める日は、この条例の施行の日とする。